

「組織再編に伴う労働関係の調整に関する部会」（仮称）の概要について

「事業性融資の推進等に関する法律」の成立

- 有形資産に乏しいスタートアップ等が、不動産担保や経営者保証等によらず、事業の実態や将来性に着目した融資を受けやすくなるよう、「企業価値担保権（※1）」を創設するほか、「事業性融資推進本部（※2）」等について定めるもの。
※1 労働契約上の使用者の地位を含む事業全体を担保とする制度 ※2 事業性融資の推進に関する基本方針を定める。法施行後当面の間は、厚生労働大臣を本部員に指定する方向。
- 令和6年6月14日公布、
施行日は「公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日」※令和8年春頃を想定

「事業性融資の推進等に関する法律」の成立を踏まえた対応

事業性融資推進法 附帯決議（衆・参）（抄）

- 「事業譲渡又は合併を行うに当たって会社等が留意すべき事項に関する指針」については、政府において、専門的な検討の場を設け、新たな企業価値担保権の創設を踏まえて必要な見直し等を行うこと。※
- 加えて、合併・事業譲渡をはじめ企業組織の再編に伴う労働者保護に関する諸問題については、その実態把握を行うとともに、速やかに検討を進め、結論を得た後、必要に応じて立法上の措置を講ずること。
※ 事業譲渡における労働契約の承継に必要な労働者の承諾の実質性を担保し、併せて、労働者及び使用者との間での納得性を高めること等により、事業譲渡及び合併の円滑な実施及び労働者の保護に資するよう、会社等が留意すべき事項について定めたもの。

組織再編部会の設置ほか今後の対応

- 労働条件分科会に新たな部会（「組織再編に伴う労働関係の調整に関する部会」（仮称））を置き、事業性融資推進法の成立（企業価値担保権の創設）を踏まえた事業譲渡等指針の必要な見直し等附帯決議に沿った検討を実施

（当面のスケジュール（予定））

令和7年3月下旬目処：第1回開催

令和7年秋メド：事業譲渡等指針の見直し（事業譲渡時の労使コミュニケーション等）

令和8年度以降：実態把握を踏まえ、企業組織の再編に伴う労働者保護に関する諸問題（労働契約の承継等）について検討

（委員構成）

公益委員5名（労働法、会社法、倒産法）、労使委員各4名の計13名、オブザーバー等に金融庁等

- 実態把握の実施：海外における組織再編に関連する法制度・実務の実態、国内における実務の実態を把握

「組織再編に伴う労働関係の調整に関する部会」(仮称)の概要について

労働政策審議会

安全衛生
分科会

職業安定
分科会

障害者雇用
分科会

労働条件分科会

雇用環境・均等
分科会

勤労者生活
分科会

人材開発
分科会

労災保険部会

最低賃金部会

有期雇用
特別部会

電気事業及び石炭鉱業における
争議行為の方法の規制に関する
法律の在り方に関する部会

自動車運転者
労働時間等
専門委員会

新設

組織再編に伴う労働関係の
調整に関する部会(仮称)

部会の委員構成：労使委員各4名、公益委員5名の計13委員を選出予定
(金融庁等にオブザーバーとして出席依頼予定)